

企画競争実施について

次のとおり、企画提案方式（コンペ方式）により受託者を募集します。

令和元年9月6日

一般財団法人徳島県観光協会 理事長 矢田 博嗣

1. 公募に付する事項

(1) 業務名

中国教育旅行等取扱旅行会社等セミナー（セールスコール）および
ファムツアー運営事業

(2) 委託内容

別紙「説明書」のとおり

(3) 委託契約期間

契約書締結の日から令和2年2月28日（2020年2月28日）

(4) 概算予算額

金250万円を上限とする。（消費税及び地方消費税を含む）

（内、旅行会社等セミナー（セールスコール）：50万円程度

ファムツアー：200万円程度）

2. 参加資格

本業務委託の実施に必要な能力を有し、次に掲げる全ての要件をみたしている法人とする。

- (1) 法人格を有する団体であり、徳島県観光協会との緊密な連携体制が確保できる団体であること。
- (2) 提案事項を十分に理解し、適正に遂行できる能力を有する者。
- (3) 本業務と同種又は類似の観光関連業務に関する実績を有すること。
- (4) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て、及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 雇用保険の適用事業所であり、雇用保険料を滞納していないこと。
- (6) 補助金等に係る審査等（書類等の整備・保管、書類の提出や実地検査の受入）に協力すること。
- (7) 厚生労働省所管の雇用関係助成金について、不正受給処分を受けていないこと、又は不正受給処分がなされてから3年以上経過していること。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる

者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

(9) 労働関係法令の違反を行っていないこと。

※日本国外からの参加に付いては、該当する現地法に照らし、すべての要件を満たすこと。

3. 企画提案書の作成及び提出方法等

企画提案書の提出をもって企画提案への参加申込とします。

※応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができます。

(1) 提出書類

① 提案書（様式 1） 1 部

② 添付資料 各 1 部

- ・ 団体等の概要が分かる書類（規約、組織図等）
- ・ 法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ・ 他団体との間で類似業務実績を示す資料。

③ 企画提案書（任意様式） 7 部

※企画提案書は原則として A4 版とする。

※企画提案書には、以下の項目について明瞭に記載すること。

- ・ 企画提案書の基本コンセプト
- ・ 具体的な企画案
- ・ 定量成果目標
 - アウトプット（旅行会社招請）：招請人数
 - アウトプット（セミナー開催）：参加者人数
 - アウトプット（現地セールス）：訪問先数
 - アウトカム：造成ツアー本数、造成ツアー送客数
- ・ 業務実施体制
- ・ 作業工程
- ・ 配置予定担当者の資格、経歴及び手持ち業務の状況
- ・ 再委託の有無及び予定（ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。）
再委託の場合は、再委託先の住所、名称、金額及び業務範囲を明記すること
- ・ 経費の見積及び内訳

(2) 提出の条件

① 企画提案書の提出は 1 者につき 1 案とします。

② 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めません。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて、追加資料の提出をお願いする場合があります。

③ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しません。

④ 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがあります。

⑤ 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑥ この企画提案書の作成及び提出に要する経費は、すべて参加者の負担とします。

(3) 提出期限

令和元年9月20日(金) 17時(日本時間)

(4) 提出方法

持参又は郵送(期間内必着)するか、メールアドレスまで送信すること。(メールの場合は5MB以下の容量とし、電話等で着信の確認を行うこと。)、下記9へ提出してください。なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付してください。

4. 説明会

本業務の企画提案を実施するにあたっての説明会は開催しません。

5. 質疑等

提案書の提出に際し、不明な点がある場合の質問については以下の通りです。

(1) 受付方法：FAX又はメール

(2) 受付窓口：9. 応募・照会先

(3) 受付期間：HPへ掲載後から提出期限まで

(4) 回答方法：口頭又は書面

※なお、評価基準の配点等の質問は受け付けない。

6. 選定方法

(1) 提出された企画提案書については、徳島県観光協会が設置する選定委員会において、別紙「評価基準」に基づき審査を行い、委託候補者を選定します。また、参加者が1社だった場合は、総合的に評価して契約候補者として適否を判断します。

(2) 審査に当たっては、提出された企画提案書等の書類審査により行います。

(3) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外します。

① 上限を超える金額での企画提案書の提出があったとき。

② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど、示した要件に適合しないとき。

④ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

⑤ その他、委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。

7. 審査結果

審査の結果については、すべての提案者に書面で通知します。

8. 契約の方法

(1) 委託契約に当たっては、選定された企画内容を直ちに契約内容とするものでは

なく、委託先候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、徳島県観光協会と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結します。

その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合があります。

(2) 別紙「説明書」は、当該事業の最低水準を示すものです。したがって、委託候補者の企画提案内容によっては、締結する契約書に添付する仕様書には、徳島県観光協会と提案者との協議等の結果に基づき、業務の内容が追加され、又は修正される場合があります。

(3) 委託先候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者を委託候補者として、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとしてします。

9. 応募・照会先

一般財団法人徳島県観光協会 観光・コンベンション振興課（担当 川又 ）

〒770-8055 徳島県徳島市山城町東浜傍示 1-1

電話番号 088-652-8814

F A X 088-625-8469

E-m a i l conv@tokushima-kankou.or.jp

提案書の評価基準

提案書は、次に掲げる事項により評価・特定し、特定された提案書の応募者を、契約の相手方として特定する。

1. 評価項目と評価基準

(1) 業務内容の理解度

事業の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案がなされているか。

(2) 提案内容の実効性

提案内容が具体的で説得力があり、成果が期待できるものであるか。

(3) 業務遂行の確実性

事業の準備を含め業務全体を円滑かつ安定的に遂行できるか。

(4) 予算の妥当性

提案内容が予算的に妥当なものであるか。

(5) 独自性・アイデア

提案内容に独自性・アイデアが盛り込まれているか。

2. 特定方法

(1) 委員が、企画提案書ごとに各評価項目について1点から20点までの点数を記入する。

(2) 委員の評価点数の合計が最も高い企画提案書を採用する。

(3) 評価合計が最も高い企画提案書の提出者が複数ある場合は、委員長の決するところによる。